



基本的な人権行使への支援を

兵庫障害者連絡協議会事務局長 井上義治

兵庫県の身体・知的・精神の障害者手帳の所持者は毎年増え続け、三十万八千人を超えました（二〇一二年三月末現在）。障害者手帳の所持率は五・五％、県民十八人に一人の障害者に相当します。いまや障害者問題は、他人ごとではありません。

憲法違反だと訴えて

私たち障害当事者や家族、関係者は、「自立支援法の廃止」を求め多くの団体との共同行動を行ってきました。あわせて、二〇〇八年十月「障害のある人だけが障害（バリア）を取り除くために利用料を払うのは、憲法十四条（平等権）違反」「福祉施策を利用することは法に基づく市民権の行使、憲法十三条（幸福追求権）、そして「憲法二十五条（生存権）に反する」として、全国の十四地裁に提訴しました。兵庫では、最終的に十三名の原告が裁判に立ち上がりました。この裁判は、「自立支援法を廃止する」とした民主党政権のもとで、国と原告団が「基本合意」を結び（二〇一〇年一月）、裁判所の関与で和解し、終結しました。

福祉を変質させた「自立支援法」

障害者（児）は、障害があるがゆえに、一人ひとりのニーズに応じた様々な制度（サービス）を利用しなければ人として生きていけません。その制度のありようを根本から変えた「障害者自立支援法（以下、自立支援法）」が、二〇〇六年四月から施行されました。この法律は、自民・公明両党の賛成で成立したものです。

この自立支援法は、①障害者は自己・家族責任であるから、制度利用を私益として「応益負担（定率一割負担）」を導入②サービスを利用するには「障害程度区分」認定を必要とし、その区分によって利用できるサービスを決③サービス利用は事業者と利用契約し、買収福祉に変更④報酬の日

「自立支援法」の最悪部分を引き継ぐ兵庫県

しかし、この時期、兵庫県は「行財政改革」推進と称して、二〇〇八年度予算で民間社会福祉施設居住改善整備補助（二千八十万円）の廃止、のじぎく療育センターの廃止（二億一千四百七十七万円）、知的障害者の訓練ホーム・生活ホーム補助七千六百万円の県単独補助の廃止などを行いました。

二〇〇九年には、重度障害者医療費助成制度の所得制限を「特別障害者手当の所得制限（扶養親族二人の場合の給与収入金額八百八十三万二千円）」から「自立支援医療制度に準拠した所得制限（市町村民税所得割額二十三万五千円未満。扶養親族二人の場合の扶養義務者の所得五百九十三万円）」に引き下げ、あわせて、一部負担金も引き上げました。このことによって、全国でも最も所得制限が厳しい県となりました。

本年七月からは、重度障害者医療費助成制度の所得判定単位を「同一世帯の最上位者」から「世帯合算」にしました。その理由は「自立支援法医療費問題は、いのかの問題に直接、影響します。障害のある人たちがでなく、幼い子どもたちにもなんと冷たい兵庫県政なのでしょう。私たち障害当事者は、「私たちぬきに、私たちのことを決めないで」を合言葉にして、国連障害者の権利条約の批准をめざして、国内法の見直しにとりかかっています。

私たちのこの合言葉が真に兵庫県政に生かされ、憲法等に基づく基本的人権の行使を支援する温かい兵庫県政の実現を強く望みます。